参考資料４

神戸市男女共同参画の推進に関する条例に基づく市民等からの申出の処理に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、神戸市男女共同参画の推進に関する条例（平成 15 年３月条例第 57 号。以下「条例」という。）第 20 条の規定に基づく市民等からの苦情等又は相談への対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申出の受付）

第２条　条例第 20 条第１項の規定による申出は書面で受け付けるものとする。標準様式は、「男女共同参画に関する申出書」（様式第１号）のとおりとする。ただし、当該書面を提出することができない特別の理由があると市長が認めるときは、次に掲げる事項を陳述してすることができる。

（１）　申出人の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

（２）　申出の趣旨及び理由

（３）　他の機関等への相談等の状況

（４）　申出に係る事案の事実があった日

（５）　申出の年月日

２　市長は、前項ただし書の規定による陳述を受けたときは、その内容を録取するものとする。

（要件審査）

第３条　市長は、前項の申出の内容について、次の各号に該当しているかどうかを審査する。

（１）申出人が市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者であること

（２）申出の内容が、神戸市男女共同参画の推進に関する条例第 20 条第１項に規定する市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情若しくは提案の申出並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談であること。

（３）人権侵害の相談の申出の場合、市内で発生した事案であること。

（４）第４条第１項の各号に該当しないこと。

（調査・処理しない申出）

第４条　市長は、条例第 20 条第１項に規定する申出は、次の各号のいずれかに該当する事案以外の事案について審査を行うものとする。

（１）　裁判所において係争中の事案又は裁判所の確定した判決若しくは決定に係る事案

（２） 行政不服審査法に規定する不服申立ての審理中の事案又は裁決若しくは決定に係る事案

（３） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 17 条に規定する紛争に係る事案

（４） 人権の侵害があった日から１年を経過した以後にされた相談に係る事案

（５） 市議会へ請願又は陳情を行っている事案、監査委員に住民監査請求を行っている事案その他の事案

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が対応することが適当でないと認める事案

２ 市長は、前項の場合においては、申出人に対し「申出について調査・処理しない旨の通知書」（様式第２号）により、申出について対応しない旨及びその理由を通知するものとする。

（苦情等への対応）

第５条 市長は、第２条に規定する苦情等の申出があったときは、当該苦情等に関係する市の機関に照会する等の必要な調査を行うものとする。

２ 市長は、前項の調査のほか、必要に応じ、条例第20条第２項の規定により、神戸市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

３ 市長は、 前２項の規定による調査等の結果、 必要と認めるときは、 市の機関に是正の要望若しくは是正を指示するとともに、 苦情等の申出を行った者に対して当該苦情等の対応処理の内容について、 「苦情等（相談）対応通知書」（様式第３号）により通知するものとする。

（相談への対応）

第６条 市長は、第２条に規定する相談の申出があったときは、関係機関と連携を図り、適切に対応するよう努めるとともに、当該申出を行った者及び当該申出に係る関係人（以下「当該関係人」という。）の協力を得た上で、当該相談申出者等に照会する等の調査を行うものとする。

２ 市長は、前項の調査のほか、必要に応じ、第８条に規定する神戸市男女共同参画専門相談委員に意見を聴くものとする。

３ 市長は、 前２項の規定による調査等の結果、 必要と認めるときは、当該関係人に対する助言若しくは是正の要望を行うとともに、当該申出を行った者に対し、当該相談の対応処理の内容について、「苦情等（相談）対応通知書」（様式第３号）により通知するものとする。

（助言・是正の要望、指示）

第７条 第５条第３項の規定により、市の機関に対し、是正の指示を行うとき、又は関係人に対し、助言若しくは是正の要望を行うときは、原則として「申出についての〔助言・是正の要望・是正の指示〕書」（様式第４号）により行うものとする。

（専門相談委員）

第８条　　市長は、審議会委員のうちから、神戸市男女共同参画専門相談委員（以下「委員」という。）を委嘱する。

２　委員は３人以内とし、少なくとも１人以上は法令に関し優れた識見を有する者とする。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

５　委員は、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（所掌事項）

第９条 委員の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

（１）相談について、第６条第２項の規定による意見の聴取に対し、意見を述べること。

（２）前号に掲げるもののほか、相談に関する適正な対応に対し、市長が必要と認める事項

（苦情等及び相談の対応についての報告）

第 10 条　市長は、毎年１回、苦情等及び相談の申出・対応状況について、審議会に報告するものとする。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（様式第１号）

整理番号	

男女共同参画に関する申出書

令和　　年　　月　　日

神　戸　市　長　あて

郵便番号
住　　所
（申出人）
氏　　名
電話番号　（　　）　　－

神戸市男女共同参画の推進に関する条例第 20 条第１項の規定により、次のとおり申出をします。

申　出　の　趣　旨 （解決してもらいたいこと）	
申　出　の　理　由 （具体的な内容と経緯） 〈市の施策の場合〉 ①どの機関の ②どの施策が ③どのような問題があるのか 〈人権侵害の場合〉 ①いつ ②どこで ③だれから ④どのようなことを ※書ききれない場合は、別の紙も使用してください。	
他の機関等への相談等の状況 （該当する□にチェックをいれてください。）	□相談している □裁判所　□警察署　□兵庫労働局　□兵庫県 □市議会への請願・陳情　□監査委員　□その他（　　） 具体的に内容を記入してください □相談していない
備　　考 （今後、連絡するにあたり、特に配慮する必要のある事項）	（連絡先、連絡方法、時間帯など）

注１　法人その他の団体は、申出人の住所、氏名の欄に、所在地、名称及び代表者の氏名を記入

注２　市外在住かつ市内に通勤（通学）する場合は、備考欄に会社名（学校名）及びその所在地を記入

（様式第２号）

整理番号	

申出について調査・処理しない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

様

神戸市長　　印

年　　月　　日付の申出について、次の理由により調査・処理を行いませんので、神戸市男女共同参画の推進に関する条例に基づく市民等からの申出の処理に関する要綱第４条の規定により、通知します。

調査しない理由	□ 裁判所において係争中の事案又は裁判所の確定した判決若しくは決定に係る事案 □ 行政不服審査法に規定する不服申立ての審理中の事案又は裁決若しくは決定に係る事案 □ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 17 条に規定する紛争に係る事案 □ 人権侵害があった日から 1 年を経過した日以後にされた相談申出に係る事案 □ 市議会へ請願又は陳情を行っている事案、監査委員に住民監査請求を行っている事案その他の事案 □ 上記に掲げるもののほか、市長が対応することが適当でないと認める事案 □

（様式第３号）

整理番号	

苦 情 等 （相 談） 対 応 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

様

神戸市長　　印

年　　月　　日付で申出のあった事案について、次のように対応したので通知します。

申出事案	
対応内容	

（様式第４号）

整理番号	

申出についての〔助言・是正の要望・是正の指示〕書

第　　号
年　　月　　日

様

神戸市長　　印

神戸市男女共同参画の推進に関する条例に基づく市民等からの申出の処理に関する要綱第７条に基づき、次のとおり〔助言・是正の要望・是正を指示〕します。
〔なお、　　年　　月　　日までに、講じた措置の状況について報告してください。〕

申　出　の　趣　旨	
〔助言・是正の要望・是正の指示〕の趣旨	
〔助言・是正の要望・是正の指示〕の内容	